

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 株式会社岡田工務店(法人番号9070001009562)
業者の住所 : 群馬県高崎市箕郷町矢原1062-79
- 2 指名停止措置期間 : 令和3年8月26日 から 令和3年9月25日 (1か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 北関東防衛局管轄区域
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県)
- 4 事 実 概 要 : 有資格業者である上記法人の代表取締役は、高崎市井出町の浜川運動公園内工事現場において、令和元年11月13日に発生した事故により工事作業員が負傷したことについて、労働基準監督署に虚偽の報告をしたことが、労働安全衛生法違反にあたるとして、令和3年5月7日に高崎簡易裁判所から罰金20万円の略式命令が出され、その刑が確定した。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄)
付表第2

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内